

1. 市営住宅施策の総合的対策について

①空き部屋の要因と打開策(都市計画部長)についてです。

少子高齢化などの社会情勢の変化が大きな要因となっているとはいえ、とりわけ高齢者は低廉で安定した住まいを求めており、今後も市営住宅の役割は大きいと考えます。

本市はこれからの住宅政策について、住生活基本法により住まいの量から質への新たな施策転換を図り、住宅困窮者に対する配慮が求められており、市民ニーズに応じた良質な住宅の供給や防災、防犯、福祉や環境問題に配慮した住宅の供給が必要とされておりますと述べ、豊かな自然環境と地域特性を生かした、安全、快適で良質な、全ての市民に優しい住まい、まちづくりを目標にしていますと答弁しています。

ところが、本市の市営住宅の今年9月の管理戸数5380戸の内、入居戸数が約3556戸で、入居率は66.1%で4軒に1軒が空き部屋になっています。5年前と比べましても1割近くも空き部屋が増え、入居率の減少とともに安全安心な住環境が脅かされ環境悪化を招いています。空き部屋の解消に向けて抜本的な施策が求められています。空き部屋の要因と打開策をどのように考えているのか伺います。

②大規模修繕と生活環境整備(都市計画部長)

1960年代から1980年代に多くの市営住宅が建設されていることから70年の耐用年数の半分以上を経過している住棟が多く存在し、老朽化しています。外壁が黒ずんでカビが壁一面に生えたり、ベランダの塗装がはがれぼろぼろに見えるなど、汚い状況も見受けられます。高齢者世帯が多くを占め、住民自ら清掃や除草など実施することも難しくなり、外周も雑草が繁茂して樹木も伸びているなど管理が行き届いていないところも見受けられます。こうした実態から居住者はもとより新規入居希望者も入居をためらい、空き部屋の解消ができない要因となっていると考えます。また、風呂釜や給湯器、エアコン、エレベーター設置など民間では当たり前の住環境整備も必要です。建て替えも南橘団地の建て替えから10年経過しており新規建替えも行われていません。本年広瀬一丁目のマンモス団地のPFI手法による建替え計画が報告されましたのみです。したがって、市民ニーズに合った住戸の改善や改修が直ちに求められています。

市営住宅改善予算が少ないために、屋上防水や外壁剥離対策、給排水設備改善など安全を確保するための最低限の大規模修繕費にとどまって、このままでは老朽化が改善されないままに、入居者が確保できずに、住環境の悪化を招くという悪循環を招くこととなります。施設の抜本的な見直しや改善、大規模修繕を実施する計画を早める必要があると考えます。

さらに、空き戸数が多く、募集が困難な住棟であれば、古い住棟を除却して建て替えし、集約化の検討をすることも必要と考えますが答弁を求めます。

高齢入居者が占める割合が高く、地域コミュニティも大きな困難を抱えています。現状の若年層の入居希望者の減少により、住環境の維持管理、さらには悪化が懸念されています。高齢者はもとより若年層の入居促進のための大規模修繕、生活環境整備を早急に具体化して実施すべきです。国に対し、大規模改修の予算の確保を求めるとともに、本市としても身近な小規模修繕など本市独自の予算の増額を導水路についての補正予算の増額ができるのですから同様に実施すべきです。

③公共交通や買い物支援(未来創造部長)

地域の環境改善や街づくりの観点からの改善も大きな課題です。高齢化が進み、身近に買い物できる店も次々に閉鎖し、公共交通機関も不便で居住者が減少している団地もあります。総合的な支援策としてとりわけ重要なのが便利な公共交通と身近に買い物ができることです。

広瀬団地は市営 1,535 戸、県営 730 戸など合わせると 2 千戸を大きく超える本市最大の大規模団地です。ところが、路線バスが減便され平日は6本、日曜日はなしという、大変不便な地域になっています。また、身近なスーパーマーケットが次々に撤退して一つもありません。地域の特に高齢者はドラッグストアかコンビニで買い物をするか移動販売車に頼るしかありません。本市の公営住宅施策としても公共交通をもっと便利にして、買い物できるスーパーの誘致をするなど総合的な施策を実施すべきと考えますが見解を伺います。

まとめ

市民共有の財産である市営住宅の総合的施策としても、公共交通や買い物など気軽にできる便利なまちづくりは全庁挙げて打開する重要な施策と考えますので、具体化に向けて早急に進めてください。

住まいは人権です。本来、住まいは生活の基本であり、憲法 25 条が保障する生存権の土台ですので、こうした観点からも前進させてください。

2. 認知症対策の強化について

①医療介護を中心とした総合支援の拡充(福祉部長)

ア、本市は人口約33万人に対して高齢化率は約30.12%で、市が把握している認知症高齢者は1万18人と伺っています。高齢化の進展に伴い認知症高齢者は4人に1人ともいわれており、総合的支援が求められています。国会においては議員立法で、本年6月に認知症基本法が成立し、地方自治体に対して認知症施策推進計画の策定を努力義務として位置付けています。それは、共生社会の実現の推進という目的にむけ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにという基本理念を明確にした重要な内容となっています。

そのためにも、認知症への理解の促進と自立した在宅での日常生活が送れるようにすることが大事です。ところが、多くの場合認知症の有効な治療薬が限られているために、早期発見ができて認知症治療は限定的であり、日常生活で本人の特性や意思を尊重して、自立した日常生活を送るためには、医療分野とも連携して介護サービスの提供、地域支援、家族支援など様々な角度から総合的に検討し支援する必要があると考えます。現在取り組まれている本市の総合的な取り組みを伺います。

イ、認知症対策の支援にとって重要な役割をしているのが前橋市の初期集中支援チームです。認知症になっても本人の意思が尊重されることができる限り住み慣れた地域でよりよい環境で暮らし続けることができるように医療と介護、地域、家族をつなげ支援する仕組みとなっていると伺っていますが、なかなか市民には十分周知されているとは言えません。この間の取り組みを伺うとともに今後もさらなる市民への支援強化が求められていると考えますが見解を伺います。

②施設入所支援(福祉部長)

住み慣れた自宅で自立した生活が困難になった場合に、たとえば本市では行方不明者の手配というメールが年間40件前後送られてきます。記憶障害や見当障害による徘徊により何とか自宅で生活できた方でも、施設に入所せざるを得なくなります。特養ホームやグループホーム、民間老人ホーム高齢者賃貸住宅など入所施設は多岐にわたっています。しかも、特養は要介護3以上でなければ入所対象者になりません。入所利用料は年金などの所得要件だけでなく資産要件も厳しくなったために、利用料負担が重くなります。民間老人ホームなども、最低でも約12万円以上であり入所したくてもできないのが実態です。本市として、施設入所への支援をケアマネだけでなく介護総合相談窓口などを作って丁寧に実施して、入所できるようにすべきと考えますが見解を伺います。

反論

措置のときは入所支援まで行っていました。今では行政に対して、わらをもすがの思いで相談に行っても多種多様な施設の紹介をパンフレットなどですることが多く、特養やグループホームなど公的位置づけの施設はケアマネジャーが寄り添うこともあります。有料老人ホームでは家族などが白紙の状態からよくわからないまま悩むしかなく、どの施設が良いのかよくわからない、なかなか施設が見つからないという方が見受けられます。本人や家族に寄り添う入所支援をすべきです。

③認知症カフェ(福祉部長)

在宅で、日常生活を送り、本人の興味や関心に応じて自らの意思で生活できることや、介護する家族を支える居場所として、認知症カフェが取り組まれています。本市の認知症サポーター講座を受けた認知症サポーターは26,615人、前橋市直営の認知症カフェは1か所、民間で実施している認知症はつつカフェ31か所に月1万円を補助しています。

私たちが7月に視察に行った富士宮市は認知症カフェの取り組みとして、認知症カフェを当事者も家族もサポーターも一緒に楽しめる場所にと、当事者の自らの声や希望する事業を実施しています。たとえば、ゴルフやウォーキング、演奏など21のカフェがつくられ、認知症サポーターも一緒に楽しみ参加し目線を同じくしており、誰が認知症の方か区別がつかない楽しい会になっています。また、会は成功させなければならないという義務感はなくいつでも解散してよいという気軽なものになっています。本市としても、認知症当事者や家族に寄り添い、生の声を聴き行政に反映し、認知症サポーターやオレンジパートナーへの質の向上と増員を行い、地域に身近なカフェを抜本的に増やす取り組みを強化すべきと考えますが見解を伺います。

まとめ

今、認知症は本人の特性や残っている能力を生かすことができるという理解が深まり、認知症当事者の声を様々な場面で反映させ尊重されることが大事です。しかし、まだまだ実際の場面での位置づけが弱いのが実態ではないでしょうか。富士宮市では当事者に寄り添い認知症ってとくべつじゃないよ、認知症になっても変わらない生活ができる富士宮市という目標を掲げて、市民理解が浸透しています。本市も、こうした市民の共通の思想にしていくことが大事ですので更なる支援の強化を求めておきます。

3. 農作物の降ひょう被害対策について(農政部長)

①被害実態と支援の拡充

前橋市内の各地において、7月3日、31日に大気的不安定による豪雨下で3センチを超えるひょうが降り農業被害が発生しました。本市はこうした被害に対するハウス・畜舎に対しては10万円以上の被害に対する1経営体当たり5万円を災害見舞金として支給することになりました。しかし、農作物に対しては被害金額が50万円以上ある農家をはじめ多額の損害が発生しているのに、見舞金すら実施されていないのは、農家の営農意欲を激励する行政の姿勢として問題ではないでしょうか。農作物の被害状況について何うとともに農作物の被害に対しても見舞金を実施すべきとかんがえますが答弁を求めます。

反論

住宅の屋根の破損などには被害の大小に関係なく5000円の見舞金を実施し、農業ではハウスや畜舎に対しては10万円以上の被害に5万円の見舞金を支給すると決定しながら、ただいま被害状況を答弁いただきましたが農作物に対しては1農家あたり平均すると50万円も被害があるのに見舞金すら出ない判断は問題です。現地を見ていただいたということですが、いま農業経営は経費の高騰に価格を上乗せできず、高齢化も加速しており大変な状況です。災害は自己責任ではありません。本市の農業を一生懸命支えている農家を応援することこそ行政の役割です。